ブ国民建東RODD 対象を 広報とよころ

きます。

令和 4 年度

4 方式

所得割

(国保加入者の所得に応じて計算)

均等割

(国保加入者1人あたりの金額)

資産割

(固定資産税に応じて計算)

今和5年4月 和5 月から年金制度が改正されます

問合せ先

役場住民課戸籍年金係☎574☎0155-25-8113帯広年金事務所(帯広市西1条

条南1丁目)

(18)

学生納付特例制度をご存知ですか?

の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。 険料の納付が義務付けられていますが、学生については、申請により在学中の保険料日本国内に住むすべての方は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保

対象者

家族の方の所得の多少は問いません。 国民健康保険税の税率改正のお知らせ 資 ている賦課方式および税率が道内統一となります。 本町はその方針を受けて、今和5年度の国民健康保険税率等の改正をします。 請 ◆賦課方式統一のため、現在の4方式から「資産割」を廃止し、3方式とします。 ◆北海道が示す豊頃町の課税総額と実際の課税総額との差が大きいため、国民健康保険会計 は積立基金取崩により賄ってきましたが、健全運営を図るため税率の改正をします。 割 ◆「統一保険料 (税)」に移行時の急激な税負担を避けるため、段階的な税率改正を進めてい

令和 12 年度

3方式

●申請書による申

申請方法

ださい たはお近くの年金事務所へ提出してく住民登録地の国民年金担当窓口、ま

※申請書は市町村窓口または ら入手できます。 ームページか 年金事

※在学期間が確認できる学生証の写

ださい し、または在学証明書を添付してく

●電子申請

①マイナンバ ナポータルヘアクセス 力 ドを使用してマ

②マイナポータルのト イン 金の手続きをする」を選択 ップ画面の Ų 口 车 グ

む

の前年の所得が一定以下の方。ただし

学生納付特例を受けようとする年度

夜間・定時制課程や通信課程の方を含校および各種学校などに在学する方で

高等専門学校、

特別支援学校、

専修学

大学(大学院)、短期大学、高等学校、

③案内に従い必要事項を入力 ※在学期間が確認できる学生証の ロードする必要があります。 または在学証明書の画像をア

承認期間

合は、 き続き学生納付特例制度を利用する場き続き学生納付特例制度を利用する場も見までの1年間。引 毎年度の申請が必要です。

保険料の追納

来受け取る年金額を増額するためにて糾めること(追納)ができます。将 て納めること(追納)ができます。将10年以内であれば保険料をさかのぼっ 学生納付特例の承認を受けた期間は、

た加算額が上乗せされます。けた当時の保険料額に経過期間に応じ 保険料を追納する場合には、承認を受 翌年度から起算して、 ※学生納付特例の承認を受けも、追納することをおすすめ 3年度目以降に た期間 します。

年金制度改正法等の施行に より

特例的な繰下 げみなし増額制度」 年金制度の 部が が 開始されます 改正されます

歳まで自由に選択できるようになりま き上げられ、 受給の上限年齢が、 和4年 年金の需給開始時期を75世齢が、70歳から75歳に引 から老齢年金の繰下げ

れました。 ることができるように制度改正が行 歳以降も安心して繰下げ待機を選択す した。 これを踏まえ、 令和5年 4月から70

額された年金の5年間分を一 日に繰下げ申出したものとみなし、 を選択した場合でも、請求の5年前の 70歳歳到達後に繰下げ さかのぼって年金を受け取ること 申出をせず

> 制度」とい け取ることができるようになります これを「特例的な繰下げみなし増額 います

対象者

▽昭和27年 の方) (令和5年3月31日時点で71歳未満昭和27年4月2日以降生まれの方

▽老齢基礎・老齢厚生年金の受給権を 基礎・老齢厚生年金の受給権を取得の方(令和5年3月31日時点で老齢取得した日が平成29年4月1日以降 した日から起算して6年を経過して . ない方)

道内どこでも同じ税額統一保険料(税) 平等割 (1世帯あたりの金額) 令和5年度の税率 令和5年度の国民健康保健税納入通知書は、6が中旬に送付します。

廃止

なぜ、国保税率を改正?

北海道は、令和12年度に道内のどこに住んでも同じ所得、年齢、世帯構成であれば同じ保

令和5年度

3方式

所得割

均等割

平等割

険料(税)となる「統一保険料(税)」とする基本方針を定めており、現在、各市町村で異なっ

	15 1 4	- 1 /~	170 1									
	医療分				後期高齢者支援金等分				介護納付金分			
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
現行	5.0%	20.0%	27,000 円	30,000円	1.2%	10.0%	7,000円	8,000円	0.7%	4.0%	7,500円	9,000円
改正後	5.9	廃止	27,000円	28,500円	1.5	廃止	7,200円	8,000円	1.0	廃止	8,000円	7,000円
比較	+0.9	皆減	_	△ 1,500	+0.3	皆減	+200	_	+0.3	皆減	+500	△ 2,000

税率改正に伴う各期の納付負担額(増)軽減のため、納期を1期追加し全8期とします

6月から12月までの全7期

納期 6月から翌年1月までの全8期

税率改正 向けて段階的に 統一保険料 (税)

税

約朔 0		王 / 朔 / / /		0月かり <u>翌年1</u>	<u>月までの<u>主も期</u></u>
国保税試算	2人世帯 70 歳代 所得0円 (年金収入80万円) 資産税0円	2 人世帯 70 歳代 所得 90 万円 (年金収入200万円) 資産税 3 万円	1 人世帯 60 歳 所得 200 万円 (給与収入310万円) 資産税 0 円	3 人世帯 50 歳代 2 人 20 歳代 1 人 所得 1200 万円 (農業所得等) 資産税 10 万円	4 人世帯 40 歳代 2 人 未就学 2 人 所得 300 万円 (給与収入450万円) 資産税 0 円
現行税率	31,800円	91,140円	196,830円	902,500 円	341,330 円
改正後 ②	31,470円	87,230 円	217,580 円	944,650円	377,980 円
比較 ②-①	△ 330 円	△ 3,910 円	+ 20,750 円	+ 42,150 円	+ 36,650 円

問合せ先

役場住民課住民税係役場福祉課保険係